

## 大田区景観計画に係る取組みについて

### 1 大田区景観計画の変更（大森八景坂地区景観形成重点地区の追加）に向けた検討等

#### (1) 背景

景観法に基づき、区は平成25年10月に大田区景観計画（以下「景観計画」という。）を制定し、届出制度を活用して良好な景観誘導を図っている。

区は、大森駅西口地区における都市計画事業（補助第28号線（池上通り）及び大森駅西口広場）が進捗する中、大森八景坂地区まちづくり協議会の提案を受け、景観計画を変更し、大森八景坂地区景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）の追加にあたり、大田区景観審議会（以下「景観審議会」という。）及び同審議会専門部会（以下「専門部会」という。）において、検討を進めている（重点地区等の指定範囲案は別紙のとおり）。

#### (2) 検討経過

景観審議会及び専門部会では、令和2年10月から重点地区の追加に向けて、指定範囲、景観形成の目標・方針及び基準等を検討するとともに、大森八景坂地区まちづくり協議会とまち歩きで現場踏査を行う等の取組みも進めてきた。

#### (3) 今後のスケジュール（予定）

令和4年度 景観計画の変更（重点地区の追加）の「素案」を決定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7月、9月及び令和5年1月 専門部会での審議</li> <li>・令和5年2月 景観審議会へ景観計画の変更素案を諮問</li> </ul>
令和5年度 景観計画の変更（重点地区の追加）を決定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月 専門部会での審議</li> <li>・同年8月 大田区都市計画審議会に意見聴取</li> <li>・同年9月 住民説明会</li> <li>・同年10月 景観審議会へ景観計画の変更を諮問</li> <li>・同年11月 区長による告示</li> </ul> <p>（なお、周知期間を経て令和6年4月に重点地区追加の施行予定）</p>

### 2 その他の取組み

#### (1) 大田区公共施設景観ガイドライン制定に係る検討（今年度中に制定予定）

- ①公共建築物及び道路・公園等の都市基盤施設の景観形成の留意点の整理
- ②景観形成に係る協議の枠組みの確立

#### (2) 第4回大田区景観まちづくり賞実施に係る検討

- ①令和5年度 実施方法等に係る検討
- ②令和6年度 募集受付、審査、受賞案件の決定及び関係広報等の実施

大森八景坂地区景観形成重点地区及び景観保全誘導区域(案)

